

ひとり親家庭等 日常生活支援事業 ご利用ガイド

ご存知ですか？

困ったな～
ちょっと手伝ってほしい！

そんなときに、
家庭生活支援員が
ひとり親家庭の日常生活を
サポートします！

まず、登録を！

このサービスを受
けるには、事前に
各市町村福祉担当課で
登録をしてください。



事業概要

この事業は、（株）メディカル・コンシェルジュなんば支社に委託し、家庭生活支援員の派遣等を行っています。

母子家庭・父子家庭・寡婦の方や離婚調停中など、離婚前の困難を抱える方（母又は父）が、自立促進や疾病等の理由によって、一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員が食事や身の回りの世話や保育サービスを行います。

奈良県・（株）メディカル・コンシェルジュなんば支社





どんなことが頼めるの？



母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん、寡婦の方や離婚調停中など、離婚前の困難を抱えるお母さんやお父さんが、急な疾病や出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等で、一時的に生活援助や保育サービスが必要になったときや、技能習得のための通学や就職活動等で、一時的に生活援助や保育サービスが必要となった時にご利用ください。

ただし、一時的な支援になりますので、継続的になるようであれば、この事業を利用している間に、ほかの手段をお考えください。

ひとり親家庭の日常生活をサポートします！

●生活援助 家事、介護その他の日常生活のサービス

「急な病気で動けないので、家事を手伝ってほしいとき」
→家庭生活支援員が掃除や身の回りのお世話をします！



●子育て支援 保育サービス及びこれに付随するサービス

「資格取得や就職活動で、少しの間子どもを預かってほしいとき」
→家庭生活支援員の自宅でお子様をお預かりします！



『生活支援』はご自宅、『子育て支援』は家庭生活支援員の居宅など利用しやすい適切な場所で支援が受けられます。





支援を受けるには？

●まず、登録！

 事前にお住まいの市町村福祉担当課で登録申請を行ってください。

「ひとり親家庭等日常生活支援事業利用登録申請書」に、生活保護受給証明書、所得証明書(非課税証明書)または児童扶養手当証書の写し等を添えて提出して下さい。添付書類は、公簿等により省略できる場合がありますので、役場で確認して下さい。(登録は毎年7月まで有効。それ以降も継続して利用される場合は、再度登録申請を行って下さい。)

●登録が完了すると、

 (株)メディカル・コンシェルジュなんば支社から「ひとり親家庭等日常生活支援事業利用登録書」、「日常生活支援事業利用申込書」が送られてきます。登録申請の内容に変更が生じたときは、速やかに「登録事項変更届出書」をお住まいの市町村福祉担当課へ提出して下さい。

●支援の申込は、

 「日常生活支援事業利用申込書」に利用希望日時等を記入し、
(株)メディカル・コンシェルジュなんば支社へ郵送又はFAXで申し込んで下さい。



(株)メディカル・コンシェルジュなんば支社
〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号 なんばスカイオ 15階
TEL:06-6695-7738 FAX:06-6641-2750

●申込み後に、

 家庭生活支援員との調整がつき次第、「家庭生活員派遣等決定通知書」が送付され、家庭生活支援員が派遣されます。

●支援終了後、

 「家庭生活支援員派遣依頼書」の「利用者証明欄」への記入押印をお願いします。

★利用世帯区分等に応じて、奈良県から利用料の請求がありますので、速やかに納入してください。



*利用者様のプライバシーについては堅く守りますので、安心してご利用ください。
*内容や支援員の状況によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください。



Q&A



Q この事業の対象者は？



A 母子家庭・父子家庭・寡婦の方や離婚調停中など、離婚前の困難を抱える方（母又は父）であって、日常生活を営むのに大きな支障が生じており、一時的に生活援助、保育サービスが必要とされる家庭が対象です。

Q 家庭生活支援員ってどんな人？



A （株）メディカル・コンシェルジュなんば支社に登録された家庭生活支援員は、旧訪問介護員（ホームヘルパー3級以上）の資格を有する方又はこれと同等の研修を終了した方、保育士、看護師の資格を有する方です。

Q 支援内容と期間は？



A 支援内容は下記の2種類に分類され、派遣等の日数は、日常生活等に支障が生じている状況に応じ必要と認められる期間です。

（1か月あたり10日又は30時間以内、年間60時間以内を目安）

生活援助	家事、食事や身の回りの世話など	1時間単位の利用
子育て支援	保育サービスなど	1時間単位の利用

Q 利用料はいくら？



A 支援内容と利用世帯区別に費用がかかります。

利用世帯区分	利用者の負担額（1時間当たり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円